# 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長浜市

2 構造改革特別区域の名称 ホスピタリティ都市構想特区

3 構造改革特別区域の範囲 長浜市の全域

# 4 構造改革特別区域の特性

長浜市は、西に琵琶湖を臨み、東に伊吹山を仰ぐ、美しい自然に恵まれた土地で、また、北国街道の古い街並みを残し、国友鉄砲の里や日本最古の駅舎など、歴史的文化資源にもあふれ、年間を通して多くの観光客が訪れている。町全体に伝統文化が息づいており、ローカルな知的財産を豊かにもつ都市の要素を備えている。特に、町衆文化の伝統行事として受け継がれている長浜曳き山祭りや子ども歌舞伎は全国的にも有名で、その時期には、海外からの大勢の観光客でひときわ賑わいを見せている。

また、長浜は豊臣秀吉のつくった町であり、秀吉の進取性と人を引きつける人間的な魅力をめんめんと受け継いでいる。明治のはじめには、県下初の小学校や国立銀行を設立し、鉄道を開通させるとともに、いち早く幼稚園を開設するなど、進取の気性と多様さを包み込む受容性に富み、また市民育成の原点を教育に求めながら、時代の要請をいち早く教育施策に反映させてきた。

近年は、日系南米人を対象とした人材派遣会社がつくられ、近畿北部や中部、北陸圏に向けての人材派遣の拠点になっていることや精密機械等製造会社が日系南米人の雇用を促進したことなどから、外国人が激増し、本市の人口に占める割合が5%を越え、外国人と接する場面は日常的になってきている。市内の小中学校には、外国人児童生徒が、約120名在籍し、この数は、県内外国人児童生徒の20%以上を占める割合になっている。

こうした背景を踏まえて、本市では、世界に開かれた都市として、さらに海外からも多様な知識労働者を迎え、バイオ大学を中心としたバイオクラスタの形成とホスピタリティのまちづくりをめざしている。そこで、まず、海外から多くの知識人を迎え入れられる都市の創造に向け、ホスピタリティのまちづくりと地域の国際化を図るため、外国人の住環境の整備と教育の充実に努めなければならないと考えている。現在、「外国人の快適市民生活支援事業」を展開し、国際交流ハウスの設置やポルトガル語版の広報誌の発行、ポルトガル語対応の窓口業務などを行っている。教育の分野においては、総合的な学習の時間などに位置づけて、諸外国の人々とのふれあいを中心とした国際理解教育の推進に努めている。

ただ、市在住の外国人の母国語は、それぞれポルトガル語やスペイン語、英語、中国語、クメール語など多様なうえ、海外からの観光客の多くは英語というように、文化の象徴であり、コミュニケーションを図る主要な要件である「言語」が何カ国語にも及んでいるという大きな課題を抱えている。そのため、世界に開かれた都市として

の機能を高め、海外からの観光客および在住者に対するホスピタリティのまちづくりを進めるには、コミュニケーション能力の育成に力点を置いた行政施策が必要であると考える。もとより、言語の多様性から、これらすべての外国語を習得するようなことはできないことから、世界共通語として機能している「英語」を第二言語として位置づけ、市民の英語能力を高め、英語の通じるまちづくりをめざしていきたいと考えている。様々な国々の人たちに日本語によるコミュニケーションを求めるのではなく、共通の言語を通して交流できる環境を整えることは、まごころや思いやり、「おもてなし」といったホスピタリティの理念を反映させた施策であると考える。そのため、「市民のための英会話教室」を開設するとともに、平成13年度からは、市内全小学校に、英語のネイティブスピーカーを1名ずつ派遣して「小学校英語活動」を学校の教育計画に位置づけて実施している。ただ、市民対象の英会話教室については、今後も一層充実させたいと考えるが、小学校における英語教育については、現行の法令で、英語の言語能力を高めることを目標とした教科指導ができない規制があり、この部分での規制緩和が必要不可欠な条件になっている。

小学校のうちから、英語によるコミュニケーション能力を高める教育を行い、英語の言語能力と国際性を備えた市民を育成することが、市の活性化を進める重要な要件であると考えている。

# 5 構造改革特別区域計画の意義

世界に開かれた都市としての機能を一層充実させ、教育を中心に、英語が通じ外国の文化と交流できるまちづくりをめざすことは、これからの国際社会における確かな存在感を備えた活力のある都市の創造につながるものと考える。これまでからも、国際化を視野に入れたまちづくりに努めてきたが、現行の規制の中では、どうしても限界があり、さらに大きく前進させるためには、特区制度の活用が不可欠である。世界に開かれた都市としてさらなる推進を図り、地域全体を活性化させるところに本特区計画の意義がある。

#### 6 構造特別区域計画の目標

まちづくりの基盤であり、まちの魅力を象徴する要件である教育に焦点を当て、英語の通じるまちづくりをめざし、国際社会を生きる上で必要な人格と語学力を備えた人材を輩出するとともに、外国人が安心して在住できる環境を整えることで、地域および国全体の活性化につなげていきたいと考える。小学生のうちから英語によるコミュニケーション能力を培い、中学校卒業時には、十分に日常の英会話ができる程度の語学力を身につけるとともに、国際社会に通用する人材の育成を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果

市民あげて「英語の通じるまちづくり」が進展し、外国人を一層受け入れられる環境や市民の体制が整えば、外国からの観光客の増加をはじめ、国際交流事業、国際的

会議の開催およびそのための産業振興など、経済的にも社会的にも飛躍的に活性化するものと考える。長浜市の歴史的文化的遺産や恵まれた自然環境など、この地の観光資源および落ち着いた住環境を背景に、市全体が、第二言語としての英語を介してコミュニケーションが交わせる機能を合わせもつことができれば、海外からの観光客も定住者も倍増することが期待できる。また、「市民のための英会話教室」では、毎年新たに50名程度の市民が英会話能力を身につけ、外国の人々との交流や接待の中核として活躍できるようになる。また、小学校からの英語教育を推進することで、9年後の中学校卒業段階には、挨拶や対応、身近な暮らしに関わる話題などについて平易なコミュニケーションができる(卒業者の平均が実用英語技能検定(英検)3級程度)こととなり、英語で日常会話ができる人材を確実に輩出していくことができる。同時に、子どもが英語を学ぶことで、保護者の英語に対する関心も高まり、すそ野の広がりが大いに期待できる。

## 8 特定事業の名称

「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」802

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共 団体が必要と認める事項

「市民のための英会話教室」

現在、教育委員会生涯学習課において、市民のための英会話教室を開設している。 英会話教室は、初級コース(初歩から日常英会話)・中級コース(英会話での授業) で、隔週1回のペースで、市内ALT及び中・高等学校教職員を講師に市内公民館に て実施している。今後、ホスピタリティ都市構想との関連を深めていくため、各小学 校区ごとに本事業を拡大し、児童と保護者に取って身近に足を運べる環境整備に努め ることで、市民(児童と保護者)の英会話に対する意識とコミュニケーション能力の 向上を図り、「英語の通じる街づくり」の基盤とすることができる。

「外国人児童生徒等指導協力者派遣事業」

= ポルトガル語、スペイン語を理解し、

児童生徒及び保護者等との教育相談ができる指導協力者を学校に派遣する = 外国人児童生徒等のための指導協力者を定期的に派遣し、学級担任や教科担任等と協力しながら、日本語指導や教科指導、そして心のケア等できめ細かで行き届いた指導を展開し、外国人児童生徒一人ひとりに応じた指導に努め、ホスピタリティ都市構想の理念に基づいた外国人に住みよい街づくりを行うことができる。

「外国人の快適市民生活支援事業」

= ポルトガル語版広報紙の発行 = ポルトガル語・英語対応窓口業務 =

外国人に日常生活にかかる情報を定期的に提供するとともに、窓口業務に外国人に 対応できる職員を配属することで、ホスピタリティ都市構想の外国人にとってやすら ぎの持てる生活を保障することで、外国の文化と交流できる街づくりを目指すことが できる。また、これからの国際社会における確かな存在感を備えた活力のある都市の 創造につながるものと考える。

# 別紙

- 1 特定事業の名称 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適応を受けようとする者 特区内の全公立小学校
- 3 当該規制の特例措置の適応の開始の日 特区計画認定日

## 4 特定事業の内容

小学校の教育課程を編成する教科に外国語を加え、市内すべての小学校において英語科教育を実施するとともに、外国人児童生徒の母国語の指導ができるよう、その授業時間を確保する。また、教育職員免許法第3条の2「免許状を要しない非常勤の講師」の項にこれを連動させ、外国語のネイティブスピーカーを単独で、直接外国語会話の指導ができる職に充てるようにする。

これまで、総合的な学習の時間の中で、国際理解教育として実施してきた「小学校英語活動」を「外国語」に置き換え、ネイティブスピーカーを指導者として、コミュニケーション能力を高めるための授業を教科として行う。

# 5 当該規制の特例措置の内容

小学校では、これまで、総合的な学習の時間の中で、英語活動を実施しているが、これは、国際理解教育の一環として、総合的な学習の時間の趣旨やねらいに即した活動であるため、異文化理解のための学習の中で、問題解決能力や情報収集能力、情報を整理しそれを伝える能力を高めたり、自己の生き方を考えたりすることが主な目標となる。そのため、英語の言語能力や英語によるコミュニケーション能力を育成することを目標とした指導や評価が行えない。英語で話せるようになったかどうかは、評価の対象とならない。そこで、この特例措置を適用することで、小学校に「外国語」を教科として設定できるようになり、英語の言語能力を身に付けさせるための指導内容や評価の観点が焦点化され、そのためのカリキュラムを編成することができる。そして、言語能力を高めることを中心にした学習が展開でき、英語によるコミュニケーション能力をより確実に伸ばすことができる。また、ポルトガル語やスペイン語を学習する授業を開設することができ、外国人児童生徒の母国語の語学力を高める教育の場を設けることができる。

また、教育職員免許法第3条の2「免許状を要しない非常勤の講師」の活用により、外国語のネイティブスピーカーが当該教育活動の一部について担任する。外国人指導者が、単独で直接指導できるようになれば、児童の学習姿勢に緊張感と真剣さが増すとともに、語学力を効率的に高めることができるようになる。

この時間の教育計画は、これまで、総合的な学習の時間の中で、国際理解教育の一環として進めてきた英語活動のカリキュラムをもとに、修正を加えて作成する。授業時数は、他教科への影響やネイティブスピーカーの(人材)確保などから、1・2年が週あたり1時間(当面は帯時間を設定するなど時程を工夫しながら特設) 3・4年が週あたり1.5時間(当面は1時間) 5・6年が週あたり2時間(当面は1時間)とする。但し、全教育活動として英語活動

を進める観点に立ち、休み時間等含めて英語に親しむ時間を確保していく。その成果や課題を 踏まえながら、時間増について検討する。

なお、当面は1時間で設定しているが、全小学校に1名ずつネイティブスピーカー(小学校専属ALT平成15年7月より3名、市雇用インストラクター3名)を配置していることから、その活用を通して、生きた英語を学ぶ貴重な機会が確保できるとともに、外国語や外国文化等に親しみ、自分の英語がネイティブスピーカーに通じたという喜びと英語学習へのモチィベーション(動機づけ)を高めるなどの意味で、大きな意義を有することができる。特に、小学校の学習段階においては、音声によるコミュニケーション能力を重視し、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4領域のうち、体験的な学習を通して「聞くこと」「話すこと」指導に重点を置き、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育成することができる。さらに、次のような具体的な効果等が期待できる。

- ・豊かな感性を働かせて感覚的に学ぶことのできる児童期において、英語に慣れ親しむことで、日常の中でも学習した簡単な英語を使って、友だちとやり取りをする姿が見られるようになり効果的である。また、このような姿を継続していくと、個々に英語を身近なものとし、確かなものとして身につけることに繋がる。
- ・ネイティブスピーカーの美しい発音に耳を傾け、英語に対してどの子どもも興味を示し、音声による学びのなかで、美しい発音をまねる力や英語のセンスを身に付けることができる。
- ・コミュニケーションを重視したゲームや体験活動を通して、人前で英語の発音を真似 たり、声を出すことが苦手とする子どもが、着実に意欲を持ち、表情も明るく、友だ ちとコミュニケーションを取ることができる。
- ・英語活動を通して、豊かなコミュニケーション能力を育てるとともに、相手の話をよく聴き(INPUT)その意見を尊重できる力(MIND)を今まで以上育成することができる。また、臆せず堂々と自分の考えを述べること(OUTPUT)ができる力を継続指導を通して育成できる。

さらに、英語によるコミュニケーション能力の育成のためには、コミュニケーション能力の適切な評価がなければならない。小学校の外国語科の位置づけを明確にし、モティベーションや学習意欲、「聞くこと」「話すこと」の音声によるコミュニケーション能力などの「評価規準の作成・評価方法の工夫改善」を行い、目標に準拠した評価の定着から中・高等学校における英語教育との連続性を持たせ、9年間・12年間の育成のための行動計画に結びつけることができる。

#### 取組の期間等

実施する期間については、小学校1年生から小学校6年生までの義務教育期間での 実践を一巡する6カ年を1つのサイクルと捉え、各年度ごとに検討を加えながら平成 21年度に評価・見直しを行い「英語の通じる街づくり」を構築する。

教育課程の基準によらない部分

- ・(学校教育法施行規則第24条第1項前段)「小学校の教育課程は、国語、社会、 算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科」に、「外国語」を加 える。
- ・「学校教育法施行規則第24条の2」に示されている別表1を次のとおり改める。

		各 教 科 の 授 業 時 間								道徳	特別	総合的な	総		
X	分	国	社	算	理	生	音	図	家	体	外国	にの時	活動	 	授業時数
		語	会	数	科	活	楽	エ	庭	育	国語	間	<b>≡</b> //	間	数
第 1	学年	272		114		102	68	68		90	34	34	34		816
第 2	学年	280		155		105	70	70		90	35	35	35		875
第 3	学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	70	910
第 4	学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	70	945
第 5	学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75	945
第 6	学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75	945

平成15年度

計画初年度の教育課程の内容等

【小学校「外国語(英語)」の教育計画について】

#### 1 ねらい

英語に慣れ親しみ、初歩的な英会話能力や英語感覚を身に付け、世界の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を培うとともに、英語や外国の文化に対する関心を深め、豊かな国際感覚を養う。

- ・簡単な英会話を覚え、英語を積極的に使おうとする。
- ・英語の発音や表現の仕方に関心を持つ。
- ・簡単な英会話ができる。
- ・簡単な英語を書いたり、読んだりすることに関心を持つ。
- ・文化の違いや多様性を認め、尊重し合える。
- ・日本の文化に誇りを持つとともに、共存の感情を深め、外国人とも違和感なく 交流し合える。

# 能力育成の指標

- ・英語で簡単なあいさつができる。
- ・簡単な英語の文や語句を聞いて、だいたいの意味が分かる。
- ・簡単な英語の質問を聞いて意味が分かり、簡単な英語で応えることができる。
- ・簡単な英語をつかって、身近な事柄について話したり、書いたりできる。
- ・Please や Thank you をすすんで使うことができる。
- ・よく聞くことでわかるようになることを実感し、よく聞く態度を身につける。
- ・笑顔で接することができる。
- ・英語感覚(リズム)を身につける。
- ・豊かな表情や身振り、手振りも交えて表現できる。

羍

■ 慣れ親しむ:常に接して、たびたび経験して(行い)、日常感覚や行動様式に組み入れる

### 2 指導のあり方

文法の理解や単語の習得を中心とした英語教育ではなく、コミュニケーション活

動を中心に、小学生の発達特性に応じた学習活動を展開する。

- (1) コミュニケーションを重視した体験活動を行う。
- (2) 必要感や自分の生活に絡めた学習活動を行う。
- (3) 楽しさや身近さを伴う学習活動を行う。
- (4) 複数の外国人との交流活動を行う。

## 3 指導計画作成の観点

- ・「あいさつ」「頼む」「謝る」など会話の働きを徐々に深めながら配列する。
- ・「家庭」「学校」「地域」など徐々に場面を広げながら配列する。
- ・「聞く」「話す」など会話の要素で配列し、徐々に必要に応じて「書く」「読む」 を加える。
- ・他教科等との関連を図りながら配列する。
- ・文法事項や文型の難度を高めながら配列する。

## 【指導計画の概要】

	コミュニケーショ ン能力	-   語句や文 	態度	テーマ	活動	文法に係わること
1・2年	語を介さずだい たいの意味が分 かる	- 月日、動植物、色 - 教室や学校にある - もの	笑顔であいさつできる 表情豊かにあいさ できる 言葉の意味を分か ろうとよる	身近な生活	学校生活全 般 チャンツ 歌( ) ゲーム )	
3・4年	<ul><li>・簡単な英語自介であいます。</li><li>・簡単なつ他るのでは、</li><li>・簡をはいりでは、</li><li>・簡をはいいできずいのできずいのできずいできがが、</li><li>・簡をできるのできずいできるのできずいできる。</li></ul>	Nice to meet you Have a niceday See you again I am ~ He is ~ I like ~ I want to ~ Thankyou 食べ物、スポーツ、 日常生活	英語 は ス	自分のこと友達のこと	歌( ) ゲーム( ) インタビュー	主語、述語 否定文 複数
5・6年	かい身近な事柄 について会話を したり書いたり できる たずねる	Where What How Please Thankyou I'd like to ~ 動作、気持ち 慣用句	身近に出会う外国 人と進んでコミュ ニケーションを図 ろうとする 英語の発音に慣れ る Please や Thank you が自然につかえる	環境	ロールプレイ劇 異文化体験 知的好奇心を満たすゲーム	疑問文 依頼文

# 4 実施上の配慮事項

(1) 国際性の基礎を培うための教育活動であることを踏まえ、「話せる」「話せない」、

「できる」「できない」ことで優越感や劣等感を生むことがないよう十分配慮する。

- (2) ポルトガル語圏やスペイン語圏等、他国籍の児童の心情にも配慮し、いずれの国の言語も尊重しながら、国際性を高めるための教育が展開できるようにする。
- (3) 派遣員の外国人青年や一部の教員任せにならないよう、全教職員が共通理解し、教職員自ら、子どもとともに英語教育に意欲的に取り組むよう努める。
- (4) 他の教科等学習や休み時間等をはじめ、学校生活全体を視野に入れて、英語に触れ、英語で活動できる環境や場面を工夫し、児童の英語に対する関心、意欲が自然 に高められるようにする。
- (5) 学習参観等を通じ、英語科導入の趣旨について、保護者への啓発と正しい理解を求めるとともに、保護者、地域からの協力が得られるよう努める。
- 5 推進組織(カリキュラム作成委員会)
- (1)委員会設置の目的

小学校英語科指導の基本的な考え方やねらいについて協議し、各学年のカリキュラムを作成するとともに、指導方法や教材の開発等を行い、各学校における指導の充実を図る。

(2)委員会の組織

── オブザーバー・アドバイザー <del>──────</del> 文部科学省小学校英語活動手引作成協力者会議委員等から委嘱

、部科字省小字校英語活動手引作成協力者会議委員等から委嘱 (大学教授1名・教職員等1名)

構成員(任命):

委員長 中学校長1名 副委員長 小学校教頭1名 委 員 各小中学校教諭1名ずつ(計10名) ネイティブスピーカー6名 事務局 (市教委学校教育課担当者)

上記のとおり、本特区計画は、他国との共存の感情を深め、国際社会に貢献できる人材の育成をめざすものであり、日本国憲法および教育基本法の理念に直接通じるものであると考える。又、教育計画に示したとおり、学校教育法第18条(目標)の第2号に記載されている国際協調の精神を育むねらいがあることから、学校教育の目標を踏まえた内容であると判断する。